

kriyāviśeṣaṇa について

小 川 英 世

O. Patañjali は Kātyāyana が提案する文の定義 vt. 9 ad P2. 1. 1. を補足して **kriyāviśeṣaṇa** と ākhyāta (tiñanta) から成る連鎖をも文として認められるべきことを述べ、次のような例を挙げている。

suṣṭhu pacati duṣṭhu pacati

Pāṇini は (suṣṭhu) 等のテクニカルに **kriyāviśeṣaṇa** と呼ばれるものの語形について特別の規定をもうけていない。G. Cardona 教授は “Indian Grammarians on Adverbs” (Festschrift Kahane 1973) で、上記のような **kriyāviśeṣaṇa** を含む連鎖の派生に関し、その解釈可能性をさぐっている。それによれば——

(A) vibhaktipratirūpanipāta とみなし avyaya の範疇で説明する。

(B) dvitīyānta として説明する。この場合 dvitīyā 導入に関し、(1)直接的に規則を定める。Ex. Hemacandra 2. 2. 41 kriyāviśeṣaṇāt. (2) P2. 3. 2 karmaṇi dvitīyā を適用する。そして karmasamjñā の適用に関しては、(a)特別の規則によって kriyāviśeṣaṇa が統語論的に karman として分類されることを規定する。Ex. kriyāviśeṣaṇaparibhāṣā. (b) P1. 4. 49 kartur Ipsitatamaṁ karma に基づき意味論的に karman と呼ばれるに適しいものとみなす。

本稿は、Nāgeśa が(A), (B)以外の第三の可能性を提案していることを紹介し、その第三の可能性が(B)―(2)―(b)からの論理的必然であることを明らかにする。

1. (B)は kriyāviśeṣaṇa を kāraka の範疇で説明しようとするものである。(a)もまた Pāṇini の kāraka 体系に合致する。

Paribhāṣā: kriyāviśeṣaṇānām karmatvaṁ napuṁsakalingatā ca [Sraḍeva 54, Haribhāskara 56. Nilakaṇṭhadikṣita 134 は単数の数規定を加える。]

この Paribhāṣā の karman 規定を示唆するもの (jñāpaka) は、P4. 4. 28 tat pratyānupūrvam īpalomakūlam [vartate←P4. 4. 27, ṭhak←P4. 4. 1] 中の dvitīyānta としての “tat” である、というのが伝統的解釈である [cf. Kāṣikā ad P4. 4. 28]。taddhitaprakaraṇa で使用される代名詞 (tad) は samarthavibhakti を表わす。当該規則では “tat” は dvitīyā で終る統語項目を表わしている [cp. P4. 1. 92 tasyāpatyam: tasya→ṣaṣṭhyanta “upagoḥ”]。pratīpam vartate=(pratīpa+am)+ṭhak→

prātipika。ところで √ṛt は akarmakadhātu である。にもかかわらず, dvitīyānta の後に “varte” の意味で ṭhak 導入を規定しているということは, (pratīpa) 等の kriyāvīśeṣaṇa が karman とみなされる, ということを示唆すると考えるのである。

この Paribhāṣā は実際には ādhāra であるものに関し karmasamjñā を規定する P1. 4. 46 adhiśiṅsthāsām karma とパラレルである。すなわち, Pāṇini の文法体系では kāraka は純粋に意味論的な概念ではない。こうして現 Paribhāṣā も Pāṇini の kāraka 体系からして十分に容認される [cf. LM 1301: karmatvaṁ vyākaraṇaśāstre bodhitakarmasamjñakatvam. この点に関し, R. Gombrich 氏の Cardona 批判は氏の kāraka 概念の無理解に基づく。“‘He cooks softly’: Adverbs in Sanskrit Grammar”, BSOAS, Vol. XLII, pt. 2, p. 252, ll. 5-8]。

しかしながら, kriyāvīśeṣaṇa に関する karmasamjñā 規定, さらには性・数規定も既存の文法体系から直接正当化し得るならば, 現 Paribhāṣā を要請する必要はない。

2. (b)においては, **viśeṣyasāmānādhikaraṇya** (**viśeṣya** との同一指示性) が重要な役割を果たす。

Pāṇini の文法体系では, **viśeṣya** として機能する dravyavacana (名詞) と **viśeṣaṇa** として機能する guṇavacana (形容詞) の一致 (concord) に関する規定はない。次の連鎖を見よ。

kaṭaṁ karoti bhīṣmam

この連鎖では **viśeṣya** である (kaṭa) とそれに対し **viśeṣaṇa** である (bhīṣma) には同一の格語尾が後続する。Patañjali は, この連鎖における **viśeṣaṇa** である (bhīṣma) の後の dvitīyā 導入に関し, 次の提案をしている。

Bh. ad P2. 3. 1: atha vā kaṭa eva karma tatsāmānādhikaraṇyād bhīṣmādhikaranyād dvitīyā bhaviṣyati [cf. Cardona, ibid., p. 86]

viśeṣya の指示する物が karman である時, それとの同一指示性から **viśeṣaṇa** にも P2. 3. 2 が適用されるのである [Uddyota: phalāśrayatvādivat tat (=viśeṣya) — samānādhikaraṇatvam api vibhaktiyutpattau niyāmakam. phalāśrayatva は後述]。

さて **viśeṣyasāmānādhikaraṇya** の論理によって **kriyāvīśeṣaṇa** に dvitīyā を正当化するためには, viśeṣya である kriyā そのものにいかにして karmasamjñā が適用され得るかが問題となる。

すでに Patañjali は kriyā にも P1. 4. 49 に基づき karmasamjñā が適用され

得ることを述べている。

Bh. ad P1. 4. 32: kriyāpi kriyayepsitatamā bhavati. kayā kriyayā, sandarśanakriyayā vā, prārthayatikriyayā vā, adhyavasyatikriyayā vā.

これは、思慮、意欲、決意等の心的活動がいかなる行為の実践にも先行する、という考えに基づいている [cf. Cardona; *ibid.*, pp. 88-89]。

意味論の発展は、この Patañjali の試みの線上で、kriyā への karmasamjñā 適用の可能性を拡大した。

2. 1 kriyā とは dhātvartha に他ならない [LM 544: sarvakārakārahānam dhātvarthe 'nvayaḥ. ayam eva ca kriyā]。そしてまた kriyā は sādhyatva の相と siddhatva の相をもち、dhātu によっては前者の相で、動作態 (bhāva) を表示する ghañ 等の kṛt 接辞によっては後者の相で表示される [cf. Vbh., VbhS., k. 14]。従って **kriyāviśeṣaṇa** において、**viśeṣyasāmānādhikaraṇya** は dhātu あるいは ghañanta 等との同一指示性の問題としてとらえられる。

dhātu は因果関係で結びついた phala と vyāpāra を意味する [LM 531: phalānukūlo yatnasahito vyāpāro dhātvarthaḥ]。さらにこの観点から P1. 4. 49 は次のように解釈される。

LŚŚ 633: kartrā svaniṣṭhavyāpāraprayojyaphalena sambanddhum iṣyanānam [karma]. cf. *ibid.*, 631 āptiś cātra [=1. 4. 49] sambandhaḥ.

そして phala の karman に対する関係は一般に〈基体性〉(āśrayatā, vṛttitā) である。

LM 1301: karmatvaṁ kartṛgataprakṛtadhātvarthavyāpāraprayojyavyāpāravadyadhikaraṇaphalāśrayatvena kartur uddeśyatvam [iṣyamāna, uddeśyatva は karman 規定にとって本質的ではない。cp. P1. 3. 50]

2. 2 ところで“pacati”が“pākaṁ karoti”に等価であるとするならば、dhātvartha として phalotpattyanukūlavvyāpāra が導出され得る [cf. LM 582: kṛñā utpattivyadhikaraṇas tadanukūlavvyāpāro 'rthaḥ]。√pac の場合、phala として viklitti (軟化) と utpatti (生起) を認め得る。しかし viklitti はそれ自身 phala であると同時に utpatti の基体でもある。こうして viklitti という phala には phala の基体として karman 規定が妥当する [cf. PM ad Kāśikā P4. 4. 28]。

一方これに対して Nāgeśa は、utpatti を自立した意味要素として認めない [LM 543: phalāvaccinne vyāpāre vyāpāvaccinne phale ca dhātūām śaktiḥ]。この立場での phala 自体に対する karman 規定の論理は次のとおりである。

LŚŚ 633: phalasyāpi vyapadeśivadbhāvena phalasambandhitvāt karmatvam [cf. LM 1301: viklittirūpaphalasyāpi vyapadeśivadbhāvena phalāśrayatvāt tattvam (= karmatvam)].

vyapadeśivadbhāva とは、或る事象 X が本来的に A の呼称で表示されるに適わしい Y と同様に扱われるということである [cf. PŚ 32]。従って、phala 自体も本来的に karman と呼称されるに適わしいもの、すなわち、phala が〈基体性〉の関係で関係するものと同様に karman 規定を受け得る。

phala が自己自身に關係するという時、そこには tādātmya 關係が認められる。tādātmya は〈基体性〉を条件付ける關係ではないが、tādātmya 關係で X が X 自身に關係しているということとはできるというのが文法学派の考えである [cf. Kāśikā ad VbhS 257: tādātmyasya vṛtṭyanīyamakatve'pi sambandhitvaṃ tena sambhavati]。

3. ちなみに **kriyāviśeṣaṇa** の性、数にもこの **viśeṣya**sāmānādhikarāṇya の論理によって説明され得る。一般に **viśeṣya** と同一指示性の關係にあり、性、数の特定されない **viśeṣaṇa** に関し次の規則が成立つ。

Bh. ad P1. 2. 52: guṇavacanānām śabdānām āśrayato liṅgavacanāni bhavanti.

しかし **kriyāviśeṣaṇa** の場合、**viśeṣya** である **kriyā** は性をもたず、特定の数も妥当しないから (asattvarūpa), それに対する **viśeṣaṇa** には次の規則が適用される。

A. SK ad P1. 4. 17: sāmānye napuṃsakam [cf. vt. 3 ad P1. 4. 18]

B. Bh. ad P1. 1. 38: ekavacanam utsargaḥ kariṣyate. tasya dvibahvor dvivacanabahuvacane bādhake bhaviṣyataḥ.

こうして **kriyāviśeṣaṇa** に中性と一般単数 (autsargikaikavacana) が正当化される。

4. ところで、**kriyā**=dhātvartha の観点から、**viśeṣya**sāmānādhikarāṇya の論理は dhātu の他の意味要素である **vyāpāra** にも当然拡張される [cf. Vbh., VbhS., k. 5 ab: vyāpāro bhāvanā saivotpādānā saiva ca kriyā]。Nāgeśa の第三の道がここに開かれる。既述のように **kriyā** は sādhyatva の相と siddhatva の相をもつ。こうして **viśeṣya** である **kriyā** すなわち **vyāpāra** の表示の違いに応じて、**kriyāviśeṣaṇa** は次のように説明される [cf. LM 1083-84]。

① sādhyatva: mandam gacchati [√gami→samīyogānukūlavīyāpāra] —vyāpāra に phala の基体としての karman 規定は妥当しないから、P2. 3. 46 により〈manda〉に prathamā が導入される。性、数に関しては、A, B が適用される [cp. āsikā

āsyante (Uddyota on P3. 1. 97): tinvācyabhāvaviśeṣaṇa “āsikāḥ” —N. sg. f.]。

② siddhatva: śobhanaḥ pākāḥ——この場合も P2. 3. 46 により (śobhana) に prathamā が正当化される。性に関しては liṅgānuśāsana: ghañabantaḥ に従って (pāka) は男性であるから、一般規則により男性である。数もまた一般規則に従う [cf. Bh. ad P2. 2. 19: kṛdabhihito bhāvo dravyavad bhavati]。尚, ghañanta の場合にも, viśeṣya が phala であるならば, “stokaṁ pākāḥ” というように dvitīyā が正当化される [cf. LSS 756]。

このように Nāgeśa は彼の dhātvartha 論に則り, viśeṣyasāmānādhikarāṇya の論理によって, kriyāviśeṣaṇa に prathamānta としての解釈の道を開いたのである。Nāgeśa において kriyāviśeṣaṇa は, viśeṣya である kriyā が phala に同定されるとき dvitīyānta であり, さらにそれが vyāpāra に同定されるとき prathamānta である^注。

注 勿論, 両 vibhaktiyānta 以外の解釈が可能であるとするならば, そこに異なった dhātvartha 論が想定されなければならないことは言うまでもない [cf. tṛtīyānta: jyotiṣomena yajati—Mīmāṃsaka]。しかしその場合にも viśeṣyasāmānādhikarāṇya の論理を踏み外すことはできない。

(広島大学助手)